【プレジャーボート使用者】

承認決定後の手続について

承認が決定した方は、下記の①および②の手続が必要となります。

①必要書類の提出

下記の全ての提出書類（ア～ウ）を事務局へ提出してください。返信用封筒は不要ですが、提出にかかる費用は申請者の負担となります。

提出する際には、複数名をまとめて送付せずに、必ず承認者ごとに提出するようにしてください。

なお、切手の超過額や提出物以外に送付された物は、原則、返却いたしませんので御注意ください。

また、郵便料金不足で提出書類が事務局に配達された場合には、受け取らず郵便局へ送り返しますので御注意願います。

ア 確認書（5ページ目に掲載）

※ 必ず整理番号を記入してください。

イ 本人確認書類

※ 運転免許証など顔写真付きの申請者本人の住所・氏名を証明できるものの写し。

ウ 顔写真1枚

※ 縦 45mm×横 35mm、申請者本人のみを写したもの、正面・無帽・無背景・鮮明であるもの、6か月以内に撮影したもの。

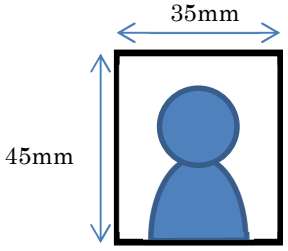
※ 写真の裏面に申請者の名前および整理番号を記載すること。



ア.確認書



イ.本人確認書類の写し



ウ.顔写真1枚

【必要な書類の提出締め切り】

（郵送で提出の場合） 令和８年 12 月７日（月曜日） 当日消印有効

（窓口※へ提出の場合）令和８年 12 月７日（月曜日） 17 時まで

※ 窓口の対応時間は９時～17 時です。

本人確認書類および顔写真は事務局が保管し、承認者の本人確認のために使用し、その他の用途に用いることはありません。

提出先（窓口） 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目１番１号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）
問い合わせ　電話：077-528-3872

②手数料の支払い

標旗交付に必要な**手数料 2,850 円（承認 1 件あたり）**をお支払いください。

支払い方法については、下記（1）もしくは（2）のみの対応となります。現金および滋賀県収入証紙による支払いはできませんので、あらかじめ御了承ください。

《支払い方法》

（1）しがネット受付サービスによる手続《クレジットカード決済のみ対応》

https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/20261207

令和８年 11 月 10 日（火曜日）９時から受付開始

しがネット受付サービス手続ページ2次元コード →

（2）窓口における手続 《クレジットカード、コード決裁、電子マネー対応》

琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）までお越しください。

窓口での手続は９時～17 時までとなっていますので御注意ください。

《支払い手続の締め切り》

（しがネット受付サービスによる手続） 令和８年 12 月７日（月曜日） 23 時 59 分まで

（窓口での手続） 令和８年 12 月７日（月曜日） 17 時まで

【上記①、②の手続が完了後】

○ 承認者への標旗の送付

指定された期間内に必要書類の提出および手数料の支払い手続を完了されたのを確認したうえで、申請時にご登録いただいたご住所へ標旗およびその他の案内をお送りします。

なお、標旗は承認の証となりますので、紛失されないよう十分に御注意ください。また、受付開始直後は申請が集中することが予想されるため、承認発送作業に時間がかかる場合があります。あらかじめ御了承ください。

○ 採捕状況報告

承認者は遊漁終了後、以下（1）、（2）のいずれかの方法により採捕状況を報告してください。

（1） **ビワマス遊漁採捕報告の専用ページ**を利用した採捕状況報告

※採捕報告の専用ページを開設します。承認者には専用ページの URL、ログイン ID、パスワードをお知らせします。 専用ページでの採捕報告は釣行毎に可能です。 積極的に御利用いただき迅速な採捕状況の把握に御協力ください。

（2） 採捕状況報告書（様式第3号）への記入、郵送

報告期限：令和 9 年 7 月 31 日まで（郵送の場合は消印有効）

報告期限までに報告がなかった方は、次期シーズンの承認を行いません。 必ず期限までに報告をお願いします。

※報告いただいた内容については、承認制度の運用および試験研究のために用いることがあります。

【注意事項】

■ 他人名義の使用、承認証および標旗の貸借の禁止

他人名義での手続はできませんので、必ず採捕をされる本人が行うようにしてください。
また、標旗は他人へ貸与することはできません。
他人名義での手続や標旗の貸借を確認した場合は、承認の取り消しおよび次回以降の承認を行わない場合があります。

■ 承認者が守るべきルール

- 令和９年７月１日以降はプレジャーボートでの引縄釣等は行わない。
- 釣行中は必ず船舶に標旗を掲げる。
- 竿を使用しない引縄釣は行わない。
- 竿数は1承認当たり２本以内とする。
- 釣針の数は竿１本につき１個（シングルフック）。
- 全長 30cm以下のビワマスは採捕しない。
- 保持（キープ）および持ち帰るビワマスは１承認１日あたり５尾以内とする。
- 漁労中の他船から1kmの範囲内および敷設された漁具から 300mの範囲内で引縄釣等を行わない。

■ 漁具被害の防止

刺網などの漁具に、ビワマス釣りの仕掛けが引っ掛かり漁具が破損する被害が多数報告されています。この承認制度は漁業との調整の上で成り立っています。漁具の近くでは引縄釣等は行わないでください。
万が一、漁具に仕掛けを引っ掛けてしまった場合は無理に引っ張らずに仕掛けを切り、引っ掛けた日時、場所、その他の状況を滋賀県水産課（077-528-3872）に連絡してください（平日 9:00 ～17:15）。

■ 標旗（承認旗）の取扱いについて

採捕行為中は使用船舶に標旗を掲揚することと委員会指示で定められていますので、
釣行時は人数分の標旗をよく見える場所に必ず掲揚してください。
また、釣行中に標旗を紛失される方が多いので、取り扱いには十分注意してください。

確　　認　　書

（プレジャーボート使用者用）

令和８年９月 29 日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号による琵琶湖における「遊漁者による引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）」の承認にあたり、下記のことを確認します。

記

１ 令和８年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号の規定に基づく承認の申請手続、承認基準およびその他必要な事項３（１）に定める、いずれの承認基準も満たしています。
２ 本委員会指示および関係法令等を順守します。
３ 採捕したビワマスを販売しません。また、自ら経営する飲食店等で提供しません。
４ 採捕したビワマスを自己で消費する目的以外で、水産加工業者、鮮魚店、飲食店、スーパー等流通業者、ホテル・旅館等に、無償であっても持ち込みません。
５ ビワマスの資源保護に十分に配慮します。
６ 漁労中の漁船から１キロメートルの範囲内および敷設された漁具から 300 メートルの範囲内では引縄釣による採捕行為は行いません。
７ 竿の操作は自ら単独で行います。
８ 漁具をはじめ他の船舶、港湾・漁港などの施設および他者に損害を与えないようにします。
９ 滋賀県水産課が行う監視業務に協力します。

上記に反した場合は、承認および標旗を返納します。
また、次回以降の承認が行われないことを承知します。

（宛先）
琵琶湖海区漁業調整委員会

年　　月　　日

整理番号
住所
氏名（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※記名と押印をもって署名に代えることができます

様式第3号（プレジャーボート使用者用）

【R8−9】引縄釣等の採捕状況報告書

（プレジャーボート使用者用）

（1）承認番号、氏名を記入してください。

承認番号	第	号
氏　名		

（2）報告する期間に「1」を記入してください。

令和８年12月～令和９年３月釣行分 【報告期限】令和９年４月30日	
令和９年４月～令和９年６月釣行分 【報告期限】令和９年７月31日	

（3）報告する期間に釣行無い場合は「1」を記入してください。

令和８年12月～令和９年３月に釣行は無し	
令和９年４月～令和９年６月に釣行は無し	

（4）釣行日ごとに採捕状況を記入してください。

	ビワマス採捕尾数（釣れた数）			持ち帰り尾数	釣行水域	使用した船（個人所有・貸船）
	引縄釣（トローリング）	ジギング釣	その他釣			
月　日	尾	尾	尾	尾		
月　日	尾	尾	尾	尾		
月　日	尾	尾	尾	尾		
月　日	尾	尾	尾	尾		
月　日	尾	尾	尾	尾		
月　日	尾	尾	尾	尾		
月　日	尾	尾	尾	尾		
月　日	尾	尾	尾	尾		
月　日	尾	尾	尾	尾		
月　日	尾	尾	尾	尾		
月　日	尾	尾	尾	尾		
月　日	尾	尾	尾	尾		
月　日	尾	尾	尾	尾		
月　日	尾	尾	尾	尾		

○ 報告期限までに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。なお、ビワマス採捕報告の専用ページで報告された場合は本様式の提出は不要です。

○ 本様式は機械で読み取ります。「氏名」欄・「釣行水域」欄・「使用した船」欄以外の欄には数字以外の文字を書かないようにお願いします（～尾、～本、第～号などの文字や斜線、○や×の記号など）。

○ 当委員会事務局の承認を受けたガイド船（遊漁船業者船）に乗船して採捕したビワマスについては報告不要です。

【提出先】〒520−8577 大津市京町四丁目1番1号

琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）